

平成 22 年度 第1回帯広市健康づくり支援部会議事録

日時:平成 22 年 8 月 25 日(水)

19 時 50 分～20 時 40 分

場所:帯広市役所 10 階 第 3 会議室

● 会議次第

- 1 開会
- 2 部会長選出
- 3 副部会長選出
- 4 会議
 - (1) 前回議事録(案)の確認
 - (2) 「けんこう帯広21」について
 - (3) その他
- 5 閉会

- 出席委員 佐和弘基部会長、吉村典子副部会長、松崎拓郎委員、佐土根由委員
高橋きみ子専門委員、角谷巍啓専門委員、有岡秀専門委員、
高橋セツ子専門委員

● 議事録

○ 事務局

こんばんは。

定刻となりましたので、はじめさせていただきます。

本日は、大変お忙しいところ、また、お疲れのところご出席いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、委員及び専門委員が改選され、はじめての会議となりますので、あらためて委員の皆様にご自己紹介をお願いいたします。

【各委員自己紹介】

○ 事務局

次に、当専門部会を担当します健康推進課職員の自己紹介をさせていただきます。

【職員自己紹介】

○ 事務局

それではただ今から、平成 22 年度第 1 回健康づくり支援部会を開催させていただきます

す。本日の委員の出席は、健康づくり支援部会、委員 8 名中、8 名様のご出席をいただいております。本日の部会は成立しております。

それではこれより、部会長が選出されるまでの間は、野澤課長が進行役を務めさせていただきます。

○ 事務局

それでは、恐縮ですが、部会長が選出されるまで、私が進行役を務めさせていただきます。

次第の 2. 部会長の選出につきまして、帯広市健康生活支援審議会条例施行規則第 3 条第 4 項の規定により、専門部会の委員の中から選出することとされています。早速ですが、部会長の選出方法をどのようにすべきかお諮りいたします。

○ 委員

指名推薦でいかがでしょうか。

○ 事務局

ただいま指名推薦のご提案がございました。

部会長の選出は、指名推薦によるものとしてよろしいでしょうか。

【委員同意】

○ 事務局

それでは、どなたか指名推薦をお願いいたします。

○ 委員

改選されるまで部会長に就任されておりました、帯広市医師会の佐和先生にもう一度お願いしたいと思います。

○ 事務局

ただいま、部会長に佐和委員の推薦がございました。他になければ、部会長は佐和委員とさせていただきますよろしいでしょうか。

【委員 同意】

○ 事務局

ご異議なしということで、部会長には佐和委員をお願いいたします。それでは、佐和委員、部会長の席に移動願います。部会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。

○ 部会長

先程、審議会の中でいろいろ大久保館長さんが言うておりましたが、「けんこう帯広21」についての討論をしなければならないということです。

司会はざっくばらんにしたいと思います。

こういう場で言ったことがどれだけ市の方に反映されるかわからないですが、言わなければ伝わりませんので、何でも言うていただいて、こうしたら良いのではないかというアイデアをどんどんだしていただき、少しでも前向きに進めていきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○ 事務局

これより議事進行につきましては、佐和部会長にお願いいたします。

○ 部会長

次第の3. 副部会長の選出について、事務局に説明をお願いします。

○ 事務局

帯広市健康生活支援審議会条例施行規則第3条第6項の規定により、「副部会長は、当該専門部会に所属する委員及び専門委員の中から部会長が指名する。」こととされています。佐和部会長から、副部会長の指名をお願いします。

○ 部会長

副部会長は、部会長の指名とのことですので、私から指名させていただきます。副部会長には、吉村委員を指名したいと思います。よろしいでしょうか。

【委員同意】

○ 部会長

それでは副部会長は吉村委員をお願いします。一言ご挨拶をお願いします。

○ 副部会長

この度、委員を引き受けさせていただきます。

いろいろ資料なども見せていただきましたが、「すこやか北海道 21」が出来た頃に、十勝支庁のなかにありました医療保健福祉部審議会におきまして、概要は見せていただいております。ただ、私の専門は子供の方なので、困っているような状況ではございますが、より良い案ができるよう、力を尽くさせていただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いします。

○ 部会長

ありがとうございました。それでは会議に入らせていただきます。

まず、前回会議の議事録の確認についてを、議題といたします。この議事録は、この場でご確認いただいた後、公開される予定となっております。議事録につきまして、ご質問やご意見があればお願いします。

○ 部会長

前は、たばこ問題で盛り上がりましたね。その辺については、市の方で対応をとられたのですか。

○ 事務局

具体的には、これといったものはありませんが、今までの事業を継続的に実施しております。

○ 委員

私たち栄養士会は、10月に栄養展をやっておりますが、間際になって国保課の方から、一緒に2日間同席させていただいて、検診のPRをしたいということを言われました。この後も、そういった計画があれば早めに聞かせていただければと思います。

○ 事務局

国保の特定検診の受診率を向上させるということで、人が集まる場所などに職員が出向いてPRさせていただいています。

いまの申し出をありがたく受けて、明日以降、国保課の担当者に伝えて、早めにご連絡するようお話ししたいと思います。

○ 委員

ぜひそうしてください。

○ 部会長

他にございませんか。

○ 委員

今年の5月から市内の学校の敷地内がすべて禁煙になりました。車の中で吸ってもだめです。夜の一般開放時も、車で来て車の中で一服してから体育館へ入るというのも認められなくなりました。

○ 部会長

今のことに関するご意見ございますか。なければ、他に何かございませんか。

栄養士会の方でも言われましたが、何かあれば国保課と一緒にやるようなシステムというのはありますか。

○事務局

特定健診については、国保課と連絡を密にして事業を実施しています。

○ 部会長

なるべく、連絡を密にして、事業を実施していただきたいと思います。

他になければ、この会議録は了承されたものといたします。

次に、「けんこう帯広 21」についてを議題といたします。事務局、説明願います。

○ 事務局

それでは、本日配布させていただいております、資料1と資料2がございます。それに沿って説明させていただきます。

資料1の1ページをご覧ください。1つ目は、「けんこう帯広 21」の作成時の基本的な考え方ということで、抜粋させていただいております。これは、生活習慣病予防を主とした健康づくりの指針ということで、「生活の質を向上させ、健康寿命を延伸することにより、帯広市民全体が稔り豊かで、満足できる人生を送ることを目指している」という考え方になっております。

2つ目には、この計画の期間につきまして、平成14年度～平成23年度までのおおむね10年間ということで、平成23年度までとなっております。

3つ目は、「けんこう帯広 21」について、平成19年度、時期的にまとめたのは平成20年2月になりますが、中間評価という形で、5年を中間として平成19年度に中間評価を行っております。

以前こちらの部会でも中間評価について報告させていただいております。重なりますが、達成されていない項目などを課題として整理し、引き続き規定の政策を通して目標の達成に努めるほか、健康づくりの推進を図ることとした、とまとめさせていただいております。

次に4、「けんこう帯広 21」の位置づけですが、法的な位置づけということです。

「けんこう帯広 21」の作成後、平成14年に健康増進法が制定されまして、国と都道府県はそれぞれ法的に健康増進計画を策定しなければならないと位置づけられました。健康増進法に基づく、市町村の健康増進計画につきましては、作成に努める努力義務で規定されています。なお、「けんこう帯広 21」につきましては、帯広市の健康増進計画ということで、位置づけています。

資料の 3 ページ目以降が今の説明に至る検討経過ということになっています。

平成 11 年度～平成 20 年度までの、国と市町村の動きなどをまとめさせていただいています。先程の 1 ページ目の説明の裏付けという事になります。

平成 12 年度 3 月に、国では第三次の国民の健康づくりの対策として、21 世紀における国民健康づくり運動というものを作成し、その時に「健康日本 21」が作成されました。その翌年、北海道では「すこやか北海道 21」を平成 13 年 3 月に地方計画として作成しております。その後、「けんこう帯広 21」を平成 14 年 3 月に作成しました。

健康増進法が平成 14 年 8 月 2 日に法律として制定され、この中で都道府県は健康増進計画を第 8 条の規定に基づき策定することとされましたが、市町村につきましては定めるように努めるものと規定されています。

次のページには、平成 15 年度には健康増進法の施行についてということで、国からの通知がでており、その内容を抜粋しております。

平成 15 年度には、健康増進法で健康増進計画などがまだ作成されていない市町村があったということを踏まえまして、既存計画について健康増進計画とすることが適当と判断される場合、改めて計画を作成する必要はないということで、既存のものを位置づけることが可能と示されております。

それと別に、周期的な評価をすることという基本方針が国から出されております。

平成 19 年度に、先程説明させていただきました中間評価を実施させていただいております。

次のページ、平成 19 年度同じ年度になりますが、また新たに国民の健康の増進を図るための基本的な方針というものが国から出されております。

主な内容を抜粋いたしますと、特定健診や介護保険事業など、市町村健康増進計画と関連する計画との調和を図ること、また健康増進事業についても、健康増進計画において位置づけるように留意することなど注意事項の喚起がなされております。

その翌年、平成 20 年度、特定健診・特定保健指導が実施されております。これは医療保険者による健診という位置づけです。

もう一つ、健やか生活習慣国民運動ということで、これは「健康日本 21」の重点プロジェクトとして位置づけられたもので、「健康日本 21」の推進に向けて国が新たな国民運動を立ち上げました。

内容は、適度な運動、適切な食生活、禁煙を柱とした健やかな生活習慣を国民が実感することとしており、既存の「健康日本 21」と方針が大きく変わったわけではございません。

資料 1 ページに戻りまして、これまでのことを踏まえ、「けんこう帯広 21」の位置づけまでの流れとなっています。

5 の計画期間の延長についてであります。国、北海道につきましては「健康日本 21」、「すこやか北海道 21」など、当初の計画では平成 22 年度までが周期として位置づ

けておりました。しかし国、北海道については、医療費適正化計画やがん対策推進計画など、健康に関する関連法案が出され、健康増進計画と関連するこれらの計画との整合性を図るため、終期を平成 24 年度に変更しております。

健康増進計画と位置づけている「けんこう帯広 21」を、平成 23 年度までと位置づけたままでいくと、24年度から新たな計画を作ることになります。但し、国や道についてはまだ 24 年度まで計画を続けていくことになり、新たな計画づくりを行ううえで、国・北海道と周期を同じにした方が効率的ということで、今回計画期間の延長を検討させていただきたいと考えています。

次の2ページ目、国・北海道・帯広市のそれぞれの現在の計画期間ですが、帯広市は平成 23 年度を1年間延ばして、調査、分析、計画作成というスケジュールを組みたいと事務局の方では考えております。

それに伴い、24 年度の目標値ですが、現在、それぞれ検診率などいろいろな目標値を設定しておりますが、これらは平成 23 年度までの目標値となっております。24 年度まで計画だけを延ばすのではなく、平成 24 年度の目標値として整理しなければなりません。

最終的には、追補という形でまとめていきたいと考えております。

追補の形につきましては、資料 2 の、「すこやか北海道21改訂版」追補をご参照いただければと思います。計画期間の改定や、指標の追加、指標の設定の変更の考え方などを整理したものが追補という形で出ておりまして、最終的にはこのような形を目指したいと思います。

追補については、次回に事務局案としてご提案させていただいて、そのなかで議論していただきたいと思います。

また市の内部の手続きとしましては、部会での議決を持って審議会の議決とみなすと健康生活支援審議会運営要領に定められておりますので、議決はこちらの部会で行いたいと思います。市の手続きとして、厚生委員会、常任委員会の方にもご提案をさせていただいた上で、部会で最終的に考えていきたいと思います。

今回、まだ事務局案は提案できておりませんので、次回は当日配布ではなく、できれば1ヶ月～半月前に皆さんご意見をいただけるための期間を設け、事前に郵送させていただきたいと思っております。説明は以上です。

○ 部会長

ありがとうございました。

ゴールというのはどこに。

○事務局

今回のゴールにつきましては次回の部会で決定していただきたいと思います。

○部会長

ゴールというのは、つまり目標値のことですが。

○事務局

目標設定はどのような形が良いのか、参考に「すこやか北海道 21」追補をご覧いただきたいのですが、北海道の場合は、中間評価でまだ達成されていないものについては当初の目標値のまま設定されています。当初の目標を良い方に超えているものは、最終年までそれを最低限維持できるようにという、実績値以上という表現でまとめています。

「すこやか 21 北海道」追補の形が、道内でも同じように策定している市があり、一つの形のゴールかと思います。

○部会長

ありがとうございます。只今の事務局の説明に、何かご質問、ご意見ございませんか。

○委員

8 番の経過のなかで、平成 12 年度に十勝版のも作成していますね。

○事務局

「十勝健康計画 21」ですね。帯広保健所で、「すこやか北海道 21」の地域版という位置づけで計画作成されておまして、公表されております。

こちらにつきましては、今後どのように計画を実施するのかは確定していない状況のようです。例えば「すこやか北海道 21」の最終年まで期間延長を行うのか、地域版として一定の役割を終えて「すこやか北海道 21」だけでいくのかという情報については詳しく聞いておりません。

○部会長

他に何かご質問はありませんか。

【質問なし】

それではこの議題については終了とさせていただきます。その他に移りたいと思いますが、他に何か、本日議題以外でもかまいませんので何かございますか。

なければ、事務局からお願いします。

○事務局

今後行われる市民参加の健康づくり事業について PR させていただきます。

おびひろ健康まつり、すこやかウォーキング、自殺予防対策講演会、のチラシがお手元にあるかと思います。

「おびひろ健康まつり」は、毎年9月の第一日曜日に開催されています。毎年多くの市民の方に来場いただいています。おびひろ健康まつり実行委員の帯広市の他、医師会ははじめ8つの団体が各ブースを担当し、工夫をこらした催しを行っています。

次に、「すこやかウォーキング」のイベントは昨年から実施し、昨年は緑ヶ丘のウォーキングコースを歩きましたが、今年は帯広の森のコースを歩くこととしました。

昨年も食生活改善推進員の方にしゃけ汁を作っていただき、健康づくり推進員の方のご協力もいただきましたが、今年もご協力いただき、実施いたします。

次に、「自殺予防対策」の事業として講演会を10月27日、とかちプラザのレインボーホールで実施します。この事業につきましては、昨年度、国が創設した「地域自殺対策緊急強化基金」を使って実施するのでも、講師の方はNPO法人の自殺対策支援センター ライフリンク代表の清水康之氏で、自殺対策基本法成立に大きく貢献された方です。同日、ライフリンクで作成したパネル「遺族が語る自死された方の人生とメッセージ」の展示も行います。

最後に、新型インフルエンザの予防接種について少しお話をさせていただきます。

昨年、感染力の強い新型インフルエンザが流行し、季節性のインフルエンザワクチンとは別にワクチンが開発され、接種事業が行われています。

現在も継続されていますが、現在の接種状況は、一般の方の接種はほとんどなく、産婦人科医師の勧めで妊婦さんが接種を行っている状況です。

国は、昨年度からの新型インフルエンザワクチン接種事業は9月いっぱい終了し、10月からは、「新たな新型インフルエンザワクチン接種事業」として位置づけ実施することとしています。

新たな接種事業では、季節性のインフルエンザワクチンと新型インフルエンザワクチンが一緒になったワクチンが製造され、季節性のワクチンが2種類と、新型のワクチンの3つのワクチンが混合されているため、3価ワクチンといいます。

10月からは、この3価ワクチンか、新型のみの1価ワクチンの接種を選択することとなり、従来の季節性のインフルエンザワクチンは製造されないこととなっています。

帯広市では、昨年同様、低所得者に対して、無料で接種できるように準備を進めています。

詳細につきましては、9月末から10月上旬に全戸配布するチラシでお知らせする予定です。

○ 部会長

ワクチンは選択して接種するのですか。

○ 事務局

国は、高齢者においては、3価を原則としています。

新型のみのワクチンの在庫があるため、接種する機会は設けているということです。

○ 部会長

新型が流行るのか、季節性が流行るのか、予想はありますか。

○ 事務局

南半球では、新型はそれほど多くなく、季節性の方が多いのではないかとされています。前年との比較では、特別多いわけではないという情報を得ています。

○ 部会長

健康まつりで子宮頸がんワクチンの講演会があるが、子宮頸がんワクチン、肺炎球菌、7価ワクチンの助成は市長の公約でもある。市の取組みはどのようになっているのでしょうか。アメリカなどは接種が当たり前であり、日本は予防接種の後進国といわれています。

○ 事務局

国では定期接種化の動き、市町村での補助事業の動きがありますが、帯広市では、市長公約でもある子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、7価ワクチンについて助成制度創設に向けて検討中です。

特に子宮頸がんワクチンについては、正しい知識の普及・啓発が必要と考えています。

○ 部会長

子宮頸がんワクチンは若い人が対象と聞いているが、年齢が高い場合の効果はどうなっているのか。

○ 事務局

医療機関では40歳代でも実施しているところがあります。効果についてはよくわかっていないと思われます。

○ 部会長

6割に効果があると聞いている。

○ 委員

100%に効果があるのではないということが最近報道されているようです。

○ 部会長

ワクチンを接種していれば大丈夫というのではなく、「早期発見・早期治療」のための検診が大切です。

他に何かございますか。

それでは、以上で予定されている議事は終了いたしました。本日は、これで閉会といたします。お疲れ様でした。